

裁判官訴追委員会事務局特定事業主行動計画の実施状況及び
裁判官訴追委員会事務局における女性の活躍状況の公表（令和8年5月）

裁判官訴追委員会事務局では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）及び「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」に基づき「裁判官訴追委員会事務局特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第19条第6項及び次世代育成支援対策推進法第19条5号に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、裁判官訴追委員会事務局における女性の活躍状況を公表いたします。

《職業生活における機会の提供に関する実績》

（1）採用した職員に占める女性職員の割合

	目 標 (期間通算)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
常勤職員	35%	採用なし	採用なし	採用なし	採用なし	採用なし
非常勤職員		100% (1人/1人)	100% (3人/3人)	0% (0人/1人)	100% (1人/1人)	0% (0人/1人)

（2）管理職に占める女性職員の割合・各役職段階に占める女性職員の割合

	R4年 4月1日現在	R5年 4月1日現在	R6年 4月1日現在	R7年 4月1日現在	R8年 4月1日現在	前年からの 変化
管理職※割合	33% (1人/3人)	33% (1人/3人)	0% (0人/3人)	33% (1人/3人)	0% (0人/3人)	-33%
指定職	50% (1人/2人)	50% (1人/2人)	0% (0人/2人)	50% (1人/2人)	0% (0人/2人)	-50%
課長・主幹	0% (0人/1人)	0% (0人/1人)	0% (0人/1人)	0% (0人/1人)	0% (0人/1人)	0%
課長補佐・専門職	0% (0人/3人)	0% (0人/3人)	0% (0人/4人)	50% (2人/4人)	50% (2人/4人)	0%
係長	25% (1人/4人)	50% (2人/4人)	100% (4人/4人)	100% (3人/3人)	33% (1人/3人)	-67%

※管理職は指定職と課長・主幹を合わせた数である。

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

(1) 平均継続勤務年数の男女の差異

	R4年 4月1日現在	R5年 4月1日現在	R6年 4月1日現在	R7年 4月1日現在	R8年 4月1日現在
男性職員	18.1年	20.1年	21.6年	16.6年	17.2年
女性職員	24.3年	20.2年	16.6年	18.0年	22.0年

(2) 男女別の育児休業取得率

	目標 (期間通算)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
常勤職員(男性)	85% (一週間以上)	対象者なし	100%※ (1人/1人)	対象者なし	対象者なし	対象者なし
非常勤職員(男性)		在籍なし	在籍なし	対象者なし	対象者なし	対象者なし
常勤職員(女性)	—	対象者なし	対象者なし	対象者なし	対象者なし	対象者なし
非常勤職員(女性)	—	対象者なし	対象者なし	対象者なし	対象者なし	対象者なし

※取得期間は二週間以上一月未満である。

(3) 男性職員の配偶者出産休暇(2日)及び育児参加のための休暇(5日)の取得状況

	目標 (対象者がいる年度)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
合計取得率	100%	対象者なし	100%	対象者なし	対象者なし	対象者なし
合計平均取得日数	7日	対象者なし	7日	対象者なし	対象者なし	対象者なし

(4) 年次有給休暇の年間平均取得日数及び年間取得日数5日未満の職員数

	目標(毎年)	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
平均取得日数	16日以上	15.8日	12.4日	15.1日	16.3日	19.9日
5日未満の職員数	0人	0人	1人	1人	0人	0人

(5) 職員(管理職以外)の一月当たりの平均超過勤務時間

	R7年度
常勤職員	5.0時間/月※

※R8.4.1現在の職員数を基に算出

《主な取組内容》

- (1) 定例会議を通じての休暇取得の促進
- (2) 育児・介護のための両立支援制度の内容をまとめたハンドブック（衆議院事務局作成）を参考とした各種制度の周知
- (3) 仕事と介護の両立等に関する外部研修への参加奨励
- (4) 女性のキャリアアップ等に関する外部研修への参加奨励
- (5) 職員の子どもを対象とした「子ども職場見学」の参加奨励